

平成25年度

第1回

南三陸町都市計画審議会

平成25年10月10日（木）14：00～

南三陸町役場大会議室

署名委員

高橋武一

## 1 開会

### 【事務局】

定刻となりましたので平成25年度第1回南三陸町都市計画審議会を開会いたします。まず委員の交代がございましたので、ご報告させていただきます。このたび、南三陸警察署の遠藤委員が人事異動となりましたので、後任といたしまして南部宗利様に当審議会の委員を委嘱いたしました。よろしくお願いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、最初に会議の成立について報告いたします。定数10名に対しまして、本日の出席委員数8名でございますので、審議会条例第5条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることを報告させていただきます。

## 2 挨拶

### 【事務局】

それでは、開会にあたりまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

### 【町長】

第一回目の都市計画審議会に御出席を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。審議会の皆様には平成23年10月から任期が2年ということで、今回の審議会で皆さんの委員の任期は終了ということになります。この間、委員の皆様には5回に渡りましてご審議を賜ってまいりましたこと、改めて心から厚く御礼申し上げます。また合わせて、任期が終了となりますが、出来れば次の任期につきましてもご承認をいただき審議会の委員としてご活躍いただきますように、心からお願い申し上げます。

本日の議案につきましては、津波防災拠点市街地形成施設の変更ということで皆様方にご審議をいただくわけですが、この計画については、町民皆様方のアンケート等を踏まえまして徐々に精査をかけ、7月31日から8月3日まで4日間、6回に分けまして住民説明会の開催をさせていただきまして、住民の皆様方にも一定程度のご理解がいただけたものと認識しております。合わせて、その後縦覧を行いまして1名の町民の方に縦覧頂き、意見等は特に無いということでありましたので、よろしくお願申し上げます。この後事務局から詳しく説明等をさせていただきたく思いますので、どうか皆様には慎重にご審議を賜りますように心からお願い申し上げます。大変お忙しい中ありがとうございました。

【事務局】

続きまして、加茂川会長からご挨拶を申し上げます。

【会長】

委員の皆様ご苦勞さまでございます。町長から挨拶がありましたので、私の方からは特にありませんが、審議会の委員になりましてこんなに多くの審議会を開催したのはここしばらく無かったと思います。本日は最後の委員会ですので、皆さんの活発なご意見をいただきますようお願いいたします。

### 3 議案

【事務局】

それでは、審議前ではございますが、町長は退席させていただきますので、ご了承ください。

次に、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。本日の次第、配席表、都市計画審議会委員名簿、議案書及び参考資料となります。資料不足等、ございませんでしょうか。

それでは、これより先は、加茂川会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

【会長】

それでは、議事に入ります。

まず、審議会運営規定第4条第2項の規定に基づきまして、議事録署名人を指名したいと思います。

本日の議事録署名人には、高橋委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴の申し出について事務局から報告願います。

【事務局】

本日は、報道関係者1名から傍聴の申し出がありました。なお、報道関係者からは撮影希望の申し出があります。

【会長】

それでは、本日の審議会を公開とすべきかどうかについて、事務局の考えを伺います。

【事務局】

本日の議案に対して、南三陸町情報公開条例に規定する、公開することができないとされる情報及び個人情報に含まれておらず、非公開とする事由は認められません。従いまして、本審議会は、全て公開しても差し支えないものと考えます。

【会長】

ただいま事務局から説明がありました。これについてご質問やご意見はありませんか。

(質疑等なし)

それでは、本日の審議会につきましては、全て公開することとし、傍聴の申し出についても認めることといたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。議事を円滑に進行できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、報道関係者の方は撮影を行う場合、自席にて撮影くださいますようお願いいたします。

それでは、本日付議されております案件について、ご審議を賜りたいと存じます。

第1号議案「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

南三陸町復興市街地整備課復興拠点整備係長の松本です。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から本日の議題である、議案第1号「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」についてご説明します。

「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、津波が発生した場合においても都市機能を維持する拠点となる一団の市街地を都市計画法に基づく都市施設として位置づけるものです。行政機関や学校、その他の公益性の高い施設などを津波被害の受けない一団の安全な高台等に配置するとともに、合わせて復興の原動力となる住宅地等も整備することで、津波災害に強いまちづくりを進めるものです。こうした市街地を形成するための事業である「津波復興拠点整備事業」を行う場合は、この都市計画の指定が要件となります。

南三陸町では、「なりわいの場所は様々でも住まいは高台に」を復興のスローガンとしてまちづくりを進めており、志津川市街地においても当該都市計画を指定し、津波復興拠点整備事業等により高台の造成工事に取り掛かっているところです。今回の変更については、今年の2月に行った高台移転意向調査の結果とともに、土質調査や測量等の結果も踏まえて全体の区域や防

集宅地と災害公営住宅、公益的施設等の配置を見直したものです。

議案書をご覧ください。変更後の面積や区域を記載しています。1枚目に計画書、2枚目からは総括図、東地区の計画図、中央地区の計画図です。面積は、47.6haで住宅団地、災害公営住宅、公立病院、消防署、役場等のほか、道路や公園等を配置する計画となっております。

今回の変更については、具体的には東地区の希望者が非常に多かったことから、東地区に新たに北工区（約6.5ha）を追加したこと、またその他の地区についても住宅や公益的施設、公共施設の配置等を見直したものです。面積的には、約41.8haから約47.6haとなり約5.8haの増となります。

資料1をご覧ください。これまでの経緯を簡単にまとめています。当該都市計画は、平成24年8月3日に東地区24.4haを指定し、同年9月18日に中央地区17.4haを追加しています。今回の変更のスケジュールについては、志津川全体の市街地復興まちづくり説明会を合計6回行い、その後平成25年9月3日から9月17日まで2週間縦覧しました。説明会の参加者は合計で347名、縦覧者は1名で意見書の提出はありませんでした。今後、10月15日の復興整備協議会を経て10月25日の告示を目指しているところがございます。その後、先行して着工している東地区の東工区以外においても、告示後速やかに事業認可を取得して、年明け頃の着工を目指しております。

次に資料2をご覧ください。変更前後の比較として左側に現在の都市計画の計画書、右側に変更案の計画書を記載しています。赤文字が変更した部分です。面積と土地利用の区分等の比較を行っています。次のページからは図面に黄色で現在の都市計画、赤で変更後の都市計画を記載しています。大きな変更点としては、先ほども説明しましたとおり、東地区に北工区を設けたこと、沼田の仮設住宅の区域やベイサイドアリーナ西側の駐車場は整備が困難と判断して区域から除外したことなどです。また、東地区の西工区に福祉モールの土地利用が可能なように公益施設のゾーンを新たに設けました。その他、測量の実施等に伴う区域の精査や土地利用の見直しなどを行っております。

資料3からはもう少し細かい変更内容をまとめています。1ページ目には、上段に当初の各地区の戸数、中段に今回の変更戸数、下段に増減数をまとめています。志津川市街地では、戸建住宅の戸数を当初482戸で計画していましたが、平成25年2月の意向調査を踏まえ、435戸に減少させております。また、それぞれの地区でも意向の増減がございました。今回の変更はこの戸数を収容できる計画にしたものでございます。2ページ目には東地区で北工区の区域を選定した理由、3ページ目にはそれぞれの地区の住宅や公益的施設の見直し配置方針を記載しています。4ページ目からは東地区の種別ごとの面積の変動、6ページには東地区の区域変更のあらまし、7ページ

からは中央地区の種別ごとの面積の変動、9ページは中央地区の区域変更のあらまし、10ページ目からはそれぞれの地区の各施設の必要面積を変更前後で比較しています。東地区では災害公営住宅にお住まいになる高齢者に配慮して福祉モールとして高齢者用の施設が立地できるエリアを新たに設けました。中央地区ではそれぞれの施設について面積の再検討を行うとともに警察署の用地を新たに追加しております。最後に14ページに建築制限として、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画では、建築物の高さ、建ぺい率、容積率を定めることができます。現在は建築物の高さを都市計画で定めており、災害公営住宅の区域の高さの最高限度を20mとしていましたが、集合タイプ以外の低層の災害公営住宅の地区については、住環境を保全するために10mに変更する案としております。建ぺい率と容積率については、今後まちづくり協議会などで住民の皆様の意見を踏まえて用途地域や地区計画等の都市計画などで適切に制限していきたいと考えています。

以上で簡単ですが説明は終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、これについてご質問又はご意見はございませんか。

【委員】

造成工事が始まっているが、各工区の造成の完了時期はいつ頃になりそうですか。

【事務局】

東地区の東工区においては早期整備エリアということで平成27年度中頃から住宅の再建が可能となる予定で、その他の地区についても概ね平成27年度末には住宅の再建が一部で可能となることで計画しております。最終年度については、平成29年度くらいを予定しているところですが、CM業者とも今後協議し早期完成を目指しております。

【委員】

中央地区の埋蔵文化財調査の現在の状況はどのようになっているのでしょうか。また、計画どおり進んでいるのでしょうか。

【事務局】

現在のところは当初の計画どおり、今年度中に終了する予定で進んでおります。現在のところ、埋蔵文化財調査の関係で造成工事が遅れるということはないと考えております。

【委員】

埋蔵文化財調査完了後はどのようになるのでしょうか。保存ということになるのでしょうか。

【事務局】

出土したものや写真データ等は保存ということになるとと思いますが、保存する場所等については決まっておりませんが、詳しいことについては今後、生涯学習課の方で整理していくものと考えております。

【委員】

志津川地区の戸建の戸数が意向調査の結果により、482から435に減となった旨の説明がありました。今後、平成27年度や29年度末となってきた場合に希望戸数の変更があるものと思いますが、この対応としてはどのようにお考えでしょうか。

また、埋蔵文化財調査の件に関してですが、調査の関係で工事の遅れはない旨の説明でしたが、あるメディアによりますと埋蔵文化財調査が原因で造成工事が遅れていると報じられていたようですが、真実としてはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

間もなく詳細な工程がわかってきますので、その後に個別の相談会を実施する予定です。その結果、増減が生じればそれに応じた造成となります。

埋蔵文化財調査の件ですが、先日、訂正について報じられておりました。決して埋蔵文化財調査の関係で造成工事が遅れているということはありません。

【委員】

埋蔵文化財調査の関係ですが、しっかりした情報発信がされていないために今回のような誤報につながる可能性もあるので、細部についても広く情報発信をお願いします。

戸建の戸数の関係ですが、今後も正確な戸数の把握は必要と思いますので、相手の立場に立ってしっかり対応していただきたいと思います。合わせて、災害公営住宅の希望者数も造成工事の遅れによりかなり減ったとの情報がありましたので、少しでも早い造成工事完了をお願いいたします。

また、災害公営住宅の現在の状況はどのようになっているか教えていただきたいと思っております。

【事務局】

災害公営住宅につきましては、9月までに仮申し込みを行いまして、現在、フォローアップをしているところでございます。今後正確な数値が出てくると考えております。

【委員】

東地区に福祉モールが予定されておりますが、具体的にはどのようなものになるのでしょうか？

【事務局】

高齢者のケア施設等が設置できるエリアを想定しております。

【委員】

その施設は町で整備するものか、民間で整備するものか教えていただきたいと思います。

【事務局】

民間のケア施設を考えておりまして、今後募集等を行う予定です。

【委員】

東地区にはケアセンターも建設予定で、それとは別に福祉モールが必要と判断した理由を教えていただきたいと思います。

【事務局】

東地区については、高齢者の方が多く、町としてはそのようなエリアが必要と考えております。今後、保健福祉課と整理していきたいと思います。

【委員】

住民の高台移転及び災害公営住宅を主体に考えている中で、福祉モールの計画が出てきても、住民としては少しでも早く次の住むための場所がほしいと考えているので、優先順位を間違えないで造成計画を進めるべきだと思いますので、住むための場所を優先にお願いします。

【委員】

中央地区の造成についてですが、住宅地の一番低い位置で今回の津波の高さより高くなるように要望し、そのようになったと思います。その後、一番高い位置と低い位置の標高差はどのくらいになったか教えていただきたいと思います。

【事務局】

今の計画ですと、一番低い位置で 18.5m 程度、高い位置で 34.5m 程度となっておりますので、約 16m の標高差となります。

【会長】

他にございませんでしょうか。

それでは今回の区域の変更について採決に移ります。

第 1 号議案「志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員より了承）

それでは、当議案については原案のとおり可決することといたします。

では、以上を持ちまして本日の審議を終了といたします。各委員の皆様におかれましては、熱心にご審議いただきありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日の審議につきましては、町長あて答申を頂くこととなりますが、このあと速やかに会長より文書で答申することにつきまして、各委員の皆様方よりご了承をいただければと思います。よろしいでしょうか。

（各委員より了承）

4 閉会

【事務局】

それでは、閉会にあたりまして、復興市街地整備課長より閉会の挨拶を申し上げます。

【課長】

それでは委員の皆様にも、事務局を代表いたしましてお礼を申し上げたいと思います。

本日、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

冒頭の町長の挨拶にもありましたが、皆様の審議会委員としての任期が今月の 12 日までとなっておりますので、このメンバーでの審議会開催は今回で最後になります。

皆様には、本日の審議会までの 2 年間で合計 5 回の審議会を開催していただきまして、震災以降、復興に向けた各事業の重要案件についてご審議いた

できました。熱心に取り組んでいただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後とも本町の都市行政を始めとする、町の行政運営に対しましてご理解とご協力をいただきますことをお願い申し上げます。委員の皆様への御礼に代えさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。